

実践編 第一回 『高札（五榜の掲示）』

定さだめ

一切支丹宗門之儀者きりしたん は

是迄御制禁之通

固く可相守候事あいまもるべくせうろうこと

一邪宗門之儀者固く は

禁止之事

慶應四年三月太政官

〔用語〕

邪宗門：近世において、統治の妨げになるため幕府・諸藩から信仰・布

教を禁止された宗教


太政官：（明治維新政府の）最高官庁

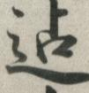
〔解説〕

この文書（高札）は慶應四（1868）年3月15日、五箇条の誓文発布の翌日に太政官から出された五枚の立て札『五榜の掲示』のうちの一札。五倫の道の勧め、徒党・強訴・逃散の禁、外国人への加害の禁とともにキリシタンの禁制など、明治維新政府の封建性が示されています。



次に文字を見てみましょう。

この時代、接続詞「は」は  「者」がよく使われます。「を」とよく似ていますね。

二行目  「迄」は常用漢字ではなく異体字「迨」です。

三行目の「可ニ相守」候事」は返り読みします。「可」は命令の意味で、必ず（キリシタン禁止の法を）守りなさいということです。基礎編の『返読文字を覚えよう』にも用例をいくつか紹介していますので参考にしてください。

